

時の動き

「あいちトリエンナーレ展」中止に思う

弁護士 内田 雅敏

故奥平康弘先生の言葉

右翼の妨害で「あいちトリエンナーレ展」が中止に追い込まれた報道を見て、憲法学者の故奥平康弘先生がコラムで、「表現の自由の核心は「(既存秩序に) 挑戦する自由」、「トゲのある言説を唱える自由」、「異論を述べる自由」であって、本来的に「少数者の権利」たる性格を宿命的に帯びている。その意味では、いつの世にあっても「ダサイ」ものとして一般大衆からは脇に置かれる運命にある。それはそういう。一般大衆受けの「当たり障りのない日常生活に関わる情報」、「誰にでも有用で役に立つ情報」、「トゲのない心

地好い情報」などは、あえてわざわざ憲法によって保護されるまでもなく、事実上ほぼ完璧なまでに自由に流布さ

れる。その自由は、憲法21条の規定と無縁だ、とさえ言いたいぐらいである。表現の自由がその意義を発揮するのは、世の中の周辺に追いやられようとするメッセージに、当該個人が存在

をかけた主張として、また私たちの政治的な共同体が活性化するのに価値のある情報として、最大限必要な保障を与える局面においてなのである。「(「これが犯罪?」「ビラ配りで逮捕」を考える) 2005年、岩波ブックレット、内田雅敏編著) を思い起こした。

自衛隊のイラク派遣が近づく中、立川の自衛隊官舎に「イラクに行くな」「イラクで殺すな、殺されるな」というビラ配布をしたことが、国策に反抗するものとして「微罪」逮捕されたケースである。

一体何が問題なのか

中止に追い込まれた「あいちトリエンナーレ展」で問題にされた少女像は、戦時性暴力被害を訴えるもので、作品としては民族衣装を着て座った少女像の隣にもう一つ椅子が置かれているだけの構成に過ぎない。これが名古屋の河村市長にかかると「日本人の国民の



問題とされた出展作品《平和の少女像》

声を踏みにじるもの」と云うことになつてしまふのである。戦時性暴力は客観的事実であつて、極右の安倍政権といえどもその存在を否定できない。名古屋市が市民に向けた公表した文書では「多くの日本国民の国民感情を甚だ害するおそれが強く」、「日本国

民・社会公衆の多くに著しい侮辱感・嫌悪感を与えるもの」と述べられている。今、この指摘の可否は問われない。仮に多くの国民が侮辱感・嫌悪感を抱いたとしよう。だからどうだと云うのか。

故奥平康弘先生が述べたように表現の自由とは、「トゲのある言説を唱える自由」であり、これを、とりわけ市長という公権力を持つものが否定することは許されない。

河村市長の責任は重い

「あいちトリエンナーレ展」が中止になったのは、右翼のテロを危惧したかであるという。テロの予告を招来させた河村市長らの責任は重大である。テロに対しては、警察力を適切に行使させて対処すべきであり、その予告に屈して展覧会そのものを中止してしまふことは将来に禍根を残すものである。その意味で、主催者の責任は重い。

憲法の意味をかみしめよう

今回のような、公権力を行使しての批判、それに触発された右翼からの妨害、テロ予告などは、本展覧会開催の前から想定されたことである。主催者側は、その場合にどのように対応すべきについて十分議論を尽くして臨んだのであろうか疑問なしとしない。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試練に耐え、現在、及び将来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（憲法97条）。の意味をかみしめてみなければならない。「この憲法が国民に保障する自由及び権利については、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない」（同12条）のである。

（うちだ まさとし）